

法務省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「平成 20 年度法務省事後評価実施結果報告書」（平成 21 年 8 月 10 日付け法務省秘企第 884 号による送付分）における実績評価方式による 6 件の政策評価

イ 「平成 20 年度法務省事後評価実施結果報告書」（平成 21 年 8 月 10 日付け法務省秘企第 884 号による送付分）における事業評価方式による 2 件の政策評価（事後）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成 20 年度法務省事後評価実施結果報告書」における実績評価方式による 6 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
1	法教育の推進	○	（基本目標） 法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立（国民が参加し、国民によって支えられる司法とする）の条件整備のため、法教育の推進を図る。				
		○	達成目標1 学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図る。	1	法教育推進協議会（部会を含む）の実施状況	平成20年度中に部会の検討結果に関する取りまとめを行う	○
		○	達成目標2 国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行う。	3	説明会・シンポジウム等の実施回数	5回以上	○
					説明会・シンポジウム等の参加人数	500人以上	○
			シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度	参加者の満足度の割合80%以上	○		
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	○	（基本目標） 検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。				
		○	達成目標1 適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。	1	研修参加者に対するアンケート調査	研修を有意義とする回答を90%超	○
		○	達成目標2 犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。	1	研修参加者に対するアンケート調査	研修を有意義とする回答を90%超	○
		○	達成目標3 検察に関する広報活動を積極的に実施する。	1	広報実施回数の対前年度増	対前年度増	○
3	矯正施設における適正な処遇の実施	○	（基本目標） 受刑者及び少年院在院者等の個々の状況に応じた適切な矯正処遇や矯正教育を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。				
		○	達成目標1 個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な指導密度の処遇プログラムを実施し、再犯につながりやすい問題性の改善を図る。	1 （参考指標1）	受刑者の性犯罪者処遇プログラム受講前後の問題性の変化 ＜参考指標＞ 性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯状況	プログラム受講者の問題性（再犯リスク要因の得点）が低下すること	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○ 達成目標2	受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として職業訓練を実施する。	1 (参考指標1)	刑事施設における職業訓練の実施状況 (受講者数、受講者数/受刑者数、修了者数、資格又は免許の取得者数) <参考指標> 職業訓練修了者の再犯率	対前年度増	○
		○ 達成目標3	少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努める。	1	少年院出院者の進路決定率	対前年増	○
		○ 達成目標4	少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に、指導、助言その他の適当な措置をとる。	1	少年院在院者の保護者に対する指導、助言等の状況（保護者面談の実施回数・比率等、保護者講習会の実施回数・比率等）	平成20年四半期ごとの実施回数・比率等の向上	○
4	保護観察対象者等の改善更生	○	(基本目標) 更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。				
		○ 達成目標1	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。	4 (参考指標2)	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数 性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化 保護観察終了者に占める無職者の割合 社会参加活動の活動場所の確保 <参考指標> 性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数 <参考指標> 協力雇用主の数	対前年増 プログラム受講者の問題性（評点の平均）が低下すること 対前年減 前年度の数を維持	○ ○ ○ ○
		○ 達成目標2	長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。	1	中間処遇実施予定者の選定率（実施予定者/仮釈放の法定期間の末日を経過している長期刑受刑者）	対前年増	○
		○ 達成目標3	更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。	2	全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員/年間の収容可能人員）	対前年度増	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
				更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数	対前年度増	○	
5	出入国の公正な管理	○	（基本目標） 平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。	/			
		○	達成目標1 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。（平成15年度から平成20年度までの目標）	1	平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）	12.5万人以下	○
					<参考指標> 厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況		
		○	達成目標2 円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。	1	空港での審査に要する最長待ち時間	20分以下	○
6	法務行政における国際協力の推進	○	（基本目標） 国際連合に協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。	/			
		○	達成目標1 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。	3	研修の実施件数	前年度の実績を維持	○
					研修への参加人数	前年度の実績を維持	○
					研修員の研修に対する満足度	研修員の満足度の割合80%以上	○
		○	達成目標2 国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。	2	国際会議への参加回数	前年度の実績を維持	○
					国際会議への参加人数	前年度の実績を維持	○
○	達成目標3 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。	3	研修の実施件数	前年度の実績を維持	○		
			研修への参加人数	前年度の実績を維持	○		
			研修員の研修に対する満足度	研修員の満足度の割合80%以上	○		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○	達成目標4 法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。	2	諸外国への調査職員の派遣件数	前年度の実績を維持	○
					諸外国からの研究員の招へい人数	前年度の実績を維持	○
		○	達成目標5 法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。	2	専門家の派遣依頼件数に係る対応率	前年度の実績を維持	○
					専門家の派遣依頼人数に係る対応率	前年度の実績を維持	○
		○	達成目標6 法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。	2	会議の開催回数	前年度の実績を維持	○
					会議への参加人数	前年度の実績を維持	○
合計	6 政策	○=6		34 (参考指標5)		○=34	

- (注) 1 法務省の「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象」欄に記載されている事項を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「基本目標」欄及び「達成目標」欄に記載されている事項を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

3 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（同法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－5－ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

（2）審査の結果

「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」における事業評価方式による2件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	法務に関する調査研究（再犯防止に関する総合的研究）	<p>○ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）」において、「刑務所出所者等の再犯防止」が掲げられていることから、同再犯防止策として盛り込まれた10施策の検討に活用できる基礎資料を提供する。</p> <p>外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定する「研究評価検討委員会における評価基準」において、同基準第3の3では、72点以上を「大いに効果があった」、63点以上を「相当程度効果があった」と研究の効果を判定することとしていることから、相当程度以上に効果があったとの評価を得るため、90点満点中63点以上の評価を得る。</p>	<p>○ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「刑務所出所者等の再犯防止」として掲げられた10施策について、その検討に活用できる基礎資料を十分に提供することができたと考えられる。</p> <p>事前評価と同様、必要性、効率性、有効性の観点からも高く評価され、評点の合計点は90点であったことから、本研究は「研究評価検討委員会における評価基準」第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められる。</p>
2	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）	<p>○ 第1回調査（2000年）、第2回調査（2004年）に引き続き、第3回犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、犯罪被害実態等の経年比較及び国際比較を行うことにより、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供する。本調査研究は、国連が主導する第6回国際犯罪被害実態調査に参加して行うものであり、国連が示した国際標準の質問票161項目について、適切に調査する。</p>	<p>○ 今回の第3回調査では、全国から16歳以上の者6,000人（男女同数）を無作為抽出して、3,717人（男1,756人（47.2パーセント）、女1,961人（52.8パーセント）、回答率62.0パーセント）から回答を得た。今回の調査結果と、第1回及び第2回調査との比較により、次のことが明らかとなった。</p> <p>① 調査対象とした11種類の態様の犯罪の被害率は低下傾向にある。</p> <p>② 居住地域における犯罪に対する不安は第2回調査より若干改善した。</p> <p>③ 過去5年間における被害率は32.3パーセントと高い水準にあり、日本全体における治安に関する認識でも、「悪い」とする者の比率が56.0パーセントと過半数を超えている。</p> <p>平成21年4月27日に開催された研究評価検討委員会において本研究について評価を行ったところ、本研究は、国連が示した国際標準の質問票161項目に即して適切に調査が行われているとの評価を得ることができた。また、本研究により犯罪情勢の実態を多面的に把握できていること、過去に行われた2回の同種調査の経験に基づくノウハウを活かして調査が行われていること、本研究で把握した犯罪被害の実態は犯罪防止策の貴重な資料となり得ることから、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からも高く評価された。</p>
合計		○=2	○=2

(注) 1 法務省の「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。
 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価の対象とされた政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象」欄に記載されている事項を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>